令和7年度公共交通を活用した伊勢志摩周遊デジタル化推進事業プロモーション業務仕様書

1 業務名

令和7年度公共交通を活用した伊勢志摩周遊デジタル化推進事業プロモーション業務

2 業務目的

本業務は、令和6年3月12日からリリースした伊勢志摩観光コンベンション機構が実施するデジタルマップ及びデジタルクーポン事業(面的 DX 事業)及び近鉄グループホールディングスが展開するチケッティングサービス事業を一体的に推進・活用して実施する観光サービス「ぶらりすと」のプロモーションを行い、伊勢志摩地域内での周遊促進・滞在時間の向上、公共交通機関の利用促進ならびに観光消費額の拡大を目的とする。

3 企画提案プロポーザルを行う目的

当該企画提案プロポーザルは、「令和7年度公共交通を活用した伊勢志摩周遊デジタル化推進事業プロモーション業務」の受託候補者となる事業者を選定するために実施する。

4 委託期間

契約締結日(令和7年4月1日を想定)から令和8年2月28日(金)まで

5 契約上限額

14,000,000円 (消費税及び地方消費税含む)

6 委託業務の内容

(1)業務内容

伊勢志摩地域への誘客促進や伊勢志摩地域内の周遊促進・消費拡大に向け、観光サービス「ぶらりすと」を活用した情報発信プロモーションと周遊促進・消費拡大の一体的な企画を実施する。

- ・上記を踏まえ、展開力があり楽しみのある企画を行い、ランディングページやポスター等を作成する。 ※原則として、ランディングページは、新規で作成すること。ただし、既存 LP に使用されている画像データの使用については、使用可とする。
- ・効果的で誘客促進に繋がるよう、媒体やWEB(SNS)での発信力・影響力が高い物を優先し、プロモーションを実施する。
- ・地元事業者への認知を拡げ、観光客への訴求力を増強し、地域一丸となった取り組みに発展させる。
- ・鉄道など公共交通利用者、伊勢志摩を検索・興味のある方など、来訪蓋然性が高い顕在層へ訴求して来 訪を促す。
- ・デジタルサービスの強みを生かして、エリア圏外(近鉄沿線外)へ効果的に訴求して、伊勢志摩への認知と来訪を促す。

(2) 提案における留意点

提案内容については、以下の点に留意すること。

- ・実施地域は伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、明和町とする。
- 観光サービス「ぶらりすと」を活用したプロモーションを実施すること。

- ・本業務の効果を測ることができる仕組みであること。
- ・情報発信については、効果的で誘客促進に繋がるよう、媒体やWEB(SNS)での発信力・影響力が高い物を最優先すること。
- ・可能な限り大阪・関西万博と絡めたプロモーションにすること。
- ・事業の実施に際し、実施主体である当機構と協議する余地があること。

7 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしたものとする。

- (1) 三重県において資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止期間中でないこと。
- (2) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
- (3) 本プロポーザルに参加しようとする者は、令和6年10月23日(水)正午までに、 別紙1「令和7年度公共交通を活用した伊勢志摩周遊デジタル化推進事業プロモーション業務 プロ ポーザル参加申込書」を提出すること。

8 審査の方法

審査は、事前書類審査及びプレゼンテーション審査の2段階で行い、事前書類審査の上位4者に対してプレゼンテーション審査を行う。ただし、参加申込者が5者に満たない場合は、参加申込者すべてを対象にプレゼンテーション審査を行う(参加申込者が1者の場合でもプレゼンテーション審査は行うものとする)。

(1) 事前書類審査 ※参加申込者が4者以上の場合のみ実施

提出された企画提案書及びその他提出書類について事前書類審査を行い、プレゼンテーション審査対 象者として4者を選定する。

· 書類審査結果通知

事前書類審査の実施後、審査対象者に対し、審査結果を書面にて通知する。

• 評価基準

書類審査における評価基準は別表1のとおり

(2) プロポーザル (プレゼンテーション審査)

令和6年10月23日(水)正午までに提出された書類に基づき、プレゼンテーションを行う。 ※時間等詳細については別途通知

9 プロポーザルの実施方法

本仕様書に基づき提出された企画提案資料について、「令和7年度公共交通を活用した伊勢志摩周遊デジタル化推進事業プロモーション業務 プロポーザル選定委員会」において、プレゼンテーションによる審査を行い、総合的に評価して最優秀提案者の選定を行う。

(1) 企画提案書等の提出

提出期限 令和6年10月23日(水)正午まで

提出先 〒519-0609 三重県伊勢市二見町茶屋111-1

伊勢市二見生涯学習センター1階

公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構 中川、枡屋

メール nakagawa.m@iseshima-kanko.jp

masuya.y@iseshima-kanko.jp

提出方法 上記提出先(2者)に電子メールによる送付。持参及び郵送は原則不可とする。 受理の確認 電子メールによる送付後、提出期限までに電話にて担当に受理を確認すること。

(2) プレゼンテーションの実施

開催日 令和6年11月20日(水)

(※タイムスケジュール等詳細については、決定次第、別途通知する)

開催場所 〒519-0609 三重県伊勢市二見町茶屋111 二見生涯学習センター大ホール 実施方法 説明は、事前に提出した企画提案書等によるものとする。

その他 ①プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて3名までとする。 ただし、提案する企画の説明は、実務の責任者が中心となって行うこと。

②プレゼンテーションの時間は質疑応答を含め、30分以内とし、内訳はプレゼンテーション20分、質疑応答等10分を目安とする。

10 企画提案書等について

以下の(1)から(4)の全てのPDFデータ(見積書のみ別途原本を送付)を提出すること。

(1) 企画提案書

提案書の規格 原則A4横向きで20ページ (見積書はページに含む※表紙は含めない) 以内とする。ただし、図面等で必要な場合のみA3判折り込みも可とする (A3の1面はA4の2枚とカウントする)。

文字サイズは10ポイント以上とし、注釈や図表中に使用する文字等は判読可能な大きさとする。

提案書の内容 本仕様書に沿った業務内容とする。また、過去3年間の同種の事業実績についても 記載すること。

(2)業務実施体制(任意様式)

提案事業者の組織概要、沿革等を簡潔に記載したもので、当業務を円滑に推進するための提案者の 実施体制の詳細について。

(3)業務実施スケジュール(任意様式) 当業務を円滑に推進するための具体的スケジュールについて。

(4) 見積書(任意様式)

積算の内訳は大きくまとめて一式とするのではなく、費用の内訳を詳細に記載すること。見積書の金額は算用数字、単位は円とし、代表者印を押印すること。また、消費税については10%で計算すること。

※別途押印された原本を1部当機構まで郵送にて送付すること。(令和6年10月23日(水)必着)

11 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期間 令和6年10月7日(月)午後5時まで
- (2) 質問の提出

質問は、電子メールで「16 担当者」に記した宛先(2者)へ送付すること。 また、送付後は担当者に電話で受理確認を行うこと。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務に係る内容や応募手続きに限るものとする。

(4) 質問に対する回答

すべての質問者に対し、すべての回答を一覧にした形で電子メールにて回答する。

12 最優秀提案を選定するための方法・評価基準

(1) 評価方法

提出のあった企画提案書について、以下の評価項目により個々に評価を行い、各委員の採点の総合計 点が最も高い提案をしたものを最優秀受託候補者とする。

受託候補者の決定については、当該提案にかかる各委員の採点の総合計点が出席委員の総配点(満点) の60%以上とする。この基準は提案者が一者となった場合も同様とする。

各委員の採点の総合計点が同点の提案があった場合は、出席委員の採決により決定するものとする。 なお、同数の場合は、委員長が決定する。

(別表 1)

評価項目	評価項目(詳細)	評価内容
企画性	参加意欲の促進	・ターゲット層に対し興味・関心を引く効果的な内容か。
		・内容がわくわくするような楽しいものか。
	ぶらりすとの 熟知・活用	・観光サービス「ぶらりすと」の提供しているサービスを熟知
		し、サービスの強みや特徴を引き立てる要素が盛り込まれてい
		るか。
	認知度の強化	・地元事業者へのサービスの認知度を向上させる内容となって
		いるか。
		・伊勢志摩への来訪蓋然性が高い観光客への訴求を促す内容と
		なっているか。
	公共交通の 利用促進	・伊勢志摩への誘客に寄与する公共交通の利用を促進した企画
		となっているか。
		・伊勢志摩デジタルマップの活用を促進した企画となっている
		カュ。
	プロモーション	・ターゲット層に対し興味・関心を引く内容か。また、周遊意
		欲向上・滞在時間延長、積極的な消費行動を促す内容となって
		いるか。
		・観光消費拡大につながるプロモーションとなっているか。
マーケティング		・伊勢志摩地域の観光客データを分析するなど、マーケティング
		(統計・分析)に基づいた施策となっているか。
戦略性		・当該業務の趣旨を踏まえた戦略的な施策となっているか。
		・伊勢志摩地域の特性を活かして施策となっているか。
実施体制		・本事業を受託するにあたっての社内体制は整っているか。事業
		関連業者との連絡体制は十分か。
		・過去に類似する事業に取り組んだ実績があり、十分な知識と経
		験を有しているか。

計画性	・全体スケジュールは具体的か。・実現可能な提案か。
経済合理性	・費用対効果の観点から、事業予算額は効果的であるか。 ・見積額及び積算、根拠は妥当か。

13 委託契約締結

最優秀提案者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議し、委託契約を締結する。なお、契約は見積書の 提出により行う。

14 業務実施上の条件

- (1)委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務については、当機構と 協議のうえ実施するものとする。
- (2) 委託期間において、当機構と必要に応じて月1回程度の打合せを行う。
- (3) 委託業務の全部、又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 ただし、あらかじめ当機構の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報については、当機構の保有する個人情報として「公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構情報公開規程」で準用する「一般社団法人及び一般財団法人に関す る法律(平成18年法律第48号)、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成1 8年法律第49号)及び定款」の適用を受けるものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により当機構に損害を与えた時は、 その損害の責めを負うものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その 賠償の責めを負うものとする。
- (8) 当機構が受託者を決定した後に、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく当機構と協議を行うものとする。

15 その他

- (1) 提出書類作成等、プロポーザル参加にかかる費用については、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の作成にあたっては必ず業務経験のある者が参加したうえで、業務責任者が中心となり、責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 提案者の経験やノウハウを最大限活用し、具体的で実効性のある企画提案書を提出すること。
- (4) 提出した企画提案書等に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とする。
- (5) 当機構に提出された書類は返却しない。
- (6) 当機構から提示する各種資料については、本プロポーザル以外に使用することを禁止する。
- (7) 本プロポーザルは、令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。このため、令和7年度予算が成立した場合は、本プロポーザルにより特定した事業者と契約を行うとするが、予算が成立しなかった場合には、契約を行うことができないため、十分に留意の上応募すること。

16 担当者

三重県伊勢市二見町茶屋111番地1 伊勢市二見生涯学習センター1階
公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構 中川、枡屋
電話0596-44-0800 FAX 0596-42-2929
メール nakagawa.m@iseshima-kanko.jp
masuya.y@iseshima-kanko.jp